

FirstGlobal メッセージ

siesta

2016.1月号 vol.152

発行元：〒540-0012

大阪府中央区谷町1-6-4

天満橋八千代ビル10階

(株)ファーストグローバルコンサルティング

代表取締役

戦略人事コンサルタント 品川典久

TEL 06-6910-3007 FAX 06-6910-3008

Email shinagawa@1gc.jp

URL <http://www.1gc.jp>

今月のトピックス

ストレスチェックを実施するなら

『ストレスチェックを実施するなら、「診断書」を読み解く力をつけろ』（夏目誠著 社会保険出版社）
今回は珍しく実務書のご紹介です。著者は精神科医、産業医の立場からこれまでの様々なケースに基づき、実務的に述べています。

労働安全衛生法が改正され、2015年の12月以降、従業員50名以上の事業場は「ストレスチェック」が義務化されます。また弊社のクライアント先からも、いわゆる「うつ病」と診断され、お休みをされている従業員についてのご相談がとにかく多いです。世間でも多くなっているが故に労務トラブルや問題になっているケースも多くなっています。端的に言えば、この「メンタルヘルス」対策をおろそかにすると、経営リスクの増大にもつながりかねないと言っても過言ではなくなっています。医学的な面もあるので、なかなか難しいでしょうが、会社側の理解や知識も不足しているケースも多々あるので、この本はご参考になるのではないかと思います。抜粋してご紹介すると、まず体調不良となった従業員から提出される主治医の診断書は「うつ状態」と記載されていることが多いが、これは「うつ病」ではないとのこと。精神科医の書く診断書の半数以上は「うつ状態」だそうです。これを混同して解釈してしまうと、職場復帰後の対応の判断を誤る恐れがあるとのこと。また、うつ状態の一種である「適応障がい」の解決の切り札は「1回限りの治療的配置転換」、これは小生も同感です。中小企業はなかなか、と言っているは何も解決できません。さらに「就労可能」と「就業可能」は違うとのこと。前者は作業を中心とした労働が可能という意味、後者はこれまでの本来業務で働くことが可能という意味です。読んでいて、なるほどという点は多々ありました。人事労務のご担当者はお手元に参考書としておいて置かれてもよいでしょう。ただ、Amazonや書店でも入手困難になっていました。やはり皆さんの関心は高いのかもしれませんが、お気をつけ下さい。

<next>

先日の「世界野球プレミア12」で、日本代表は韓国戦において、あと3人抑えれば決勝進出というところで大逆転され、負けました。観えて小久保監督の采配ミスは素人目にもわかりました。やはり経験というのは大事ですね。これがいい「経験」になればいいですが。